

「未成年者口座および課税未成年者口座約款新旧対照表

( 網掛部分変更 )

旧	新
<p>1. ( 略 )</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<b>当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)</b>までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要な各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2) 当金庫に未成年者口座を開設している申込者は、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関等に、未成年者口座開設に必要な各種帳票類または租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、申込者がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。)を提出(追加)することはできません。</p> <p>(3) ( 略 )</p> <p>(4) 申込者がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年 12 月 31 日(追加)までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出(追加)した場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出(追加)したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に申込者が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」(申込者がその年 1 月 1 日において 19 歳で</p>	<p>1. ( 同左 )</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<b>原則 1 1 月末</b>までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要な各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2) 当金庫に未成年者口座を開設している申込者は、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関等に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>(3) ( 同左 )</p> <p>(4) 申込者がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年 12 月 31 日<b>または 2024 年 1 月 1 日のいずれか早い日</b>までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に申込者が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」(申込者がその年 1 月 1 日において 19 歳で</p>

旧	新
<p>ある年の9月30日(追加)までに提出がされたもの(に)限り、申込者が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>3.~4.(略)</p> <p>5.未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>次に掲げる投資信託で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた投資信託の取得対価の額(イの場合、購入した投資信託については、その購入の代価をいいます。ロの場合、未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出(追加)して移管がされる投資信託(に掲げるものを除きます。)</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託(この場合、5年経過日の属する年の当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>(略)</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託(この場合、5年経過日の属する年の当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>(略)</p>	<p>ある年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの(に)限り、申込者が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>3.~4.(同左)</p> <p>5.未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>次に掲げる投資信託で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた投資信託の取得対価の額(イの場合、購入した投資信託については、その購入の代価をいいます。ロの場合、未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(により受け入れる投資信託があるときは、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託で、申込者が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる投資信託(に掲げるものを除きます。)</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託(この場合、5年経過日の属する年の原則11月末までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>(同左)</p> <p>(2) 当金庫は、申込者の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託のみを受け入れます。</p> <p>(同左)</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、申込者の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、(削除)設けられる継続管理勘定に移管がされる投資信託(この場合、5年経過日の属する年の原則11月末までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>(同左)</p>

旧	新
<p>6.(略)</p> <p>7.課税未成年者口座等への移管</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)上記(1)イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに上記(1)ロおよびに規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の<b>当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)</b>までに提出した場合または当金庫に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、上記(1)イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合一般口座への移管</p> <p>8.~10.(略)</p> <p>11.出国時の取扱い</p> <p>(1)申込者が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<b>(追加)</b>その出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により出国移管依頼書<b>を当金庫に</b>ご提出<b>(追加)</b>いただくものとします。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3)当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、申込者が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当金庫に<b>(追加)</b>帰国をした旨<b>その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出(追加)</b>する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。</p> <p>12.~25.(略)</p> <p>26.非課税口座のみなし開設</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において20歳である年の同日において、当金庫に対して<b>同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)</b>の記載がある<b>非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)</b>が添付された<b>非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)</b>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>27.(略)</p>	<p>6.(同左)</p> <p>7.課税未成年者口座等への移管</p> <p>(1)(同左)</p> <p>(2)上記(1)イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに上記(1)ロおよびに規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の<b>原則11月末</b>までに提出した場合または当金庫に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、上記(1)イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合一般口座への移管</p> <p>8.~10.(同左)</p> <p>11.出国時の取扱い</p> <p>(1)申込者が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<b>当金庫に対して</b>その出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により出国移管依頼書<b>を</b>ご提出<b>を</b>いただくものとします。</p> <p>(2)(同左)</p> <p>(3)当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、申込者が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当金庫に<b>未成年者帰国届出書の提出を</b>する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。</p> <p>12.~25.(同左)</p> <p>26.非課税口座のみなし開設</p> <p>(1)(同左)</p> <p>(2)上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において20歳である年の同日において、当金庫に対して<b>非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項(削除)第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)</b>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>27.(同左)</p>

旧	新
<p>28．契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ～（略） 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（申込者が出国の前日までに上記11．の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日） 申込者が出国の前日までに上記11．の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日において申込者が20歳である年の前年12月31日の翌日 ～（略）</p> <p>29．～31．（略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月改訂)</p>	<p>28．契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。 ～（同左） 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（申込者が出国の前日までに上記11．の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日） 申込者が出国の前日までに上記11．の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が20歳である年の前年12月31日までに未成年者帰国届出書を提出しなかった場合 その年の1月1日において申込者が20歳である年の前年12月31日の翌日 ～（同左）</p> <p>29．～31．（同左）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月改訂)</p>